



【名簿の目的外使用】学校のコンプライアンスについて考える【寄附の強制】

学校における身近なコンプライアンスについて考える。

コンプライアンスとは、一般に「法令遵守」と訳されている。ここで大事なのは、法律ギリギリストレスであっても法令に違反しなければ、コンプライアンスが保たれているとは言えないことだ。

語源の comply には、「相手が望んでいることに応える」という意味があり、学校で言えば児童生徒、保護者、地域住民の要求や期待に応えつつ、社会規範、常識も含めて遵守することが求められている。

教頭が名簿をPTAへ横渡し

最初に個人情報の管理保護について。
学校は、設置者の自治体が定める個人情報保護条例に基づき、保護者から個人情報の提供を受け、管理、利用する。当然ながら公務員には、守秘義務も課せられている。

個人情報とは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものを言う。

問題は現在もなお学校からPTAへ保護者、児童生徒の氏名住所、電話番号が各保護者の同意無く渡されている事例が多数あることだ。

学校における個人情報の実質的管理者である教頭が、PTA事務局も兼ねる自らの手間を省くため安易に情報漏洩を行なっている実態がある。

学校が、コンプライアンスに反しないようにするには、PTAに独自に会員名簿を作成（入会届様式中にPTA名簿作成のため個人情報を利用することの同意、不同意を確認する欄を作れば済む）させるか、あるいは学校が保護者に対し「児童生徒、保護者の個人情報をPTA名簿作成のために提供することに同意するか」を確認すれば良い。

その場合、なぜPTAにだけ児童生徒や保護者の個人情報を提供する理由があるのかを学校は説明する義務があるし、その学校に複数のPTAが存在するのならそのすべてのPTA組織にも平等に情報提供しなければならなくなっちゃうけれど。

PTAという名称はつかないけれど保護者が関係する団体は他にも、子ども会、おやじの会、スポーツ少年団保護者会とかたくさんある。

それらの会から名簿を作りたいから情報提供してくれるようお願いされたら無碍（むげ）に断ることもできないだろう。だってPTAも含めて少なからず学校に貢献している入退会自由な任意団体ってことでは同じ位置付けなのだから。

また、学校創立何十周年事業があちらこちらで行なわれているが、その記念誌に載せる個人情報や写真にも問題がある場合が見受けられる。

例えば、児童生徒の集合写真だ。学級毎に撮った写真が周年記念誌に載っていることが多いが、その集合写真を記念誌に載せることの同意を保護者からとっているとは思えない。

私の見た記念誌には、創立からの卒業生名簿と集合写真が載っていて、住所は番地はないが字名までは書いてあった。

歴代PTA会長や多額の寄附をした篤志家の氏名住所がセットで数十人分載っていた。地域有力者、お金持ちの名簿と言い換えることもできる。

周年記念誌は寄付者にはもれなく配布するものなので、数千円と引き替えに得られる情報量と引き合うものかどうか名簿業者が検討しはじめてもおかしくはない。

周年事業実行委員会やPTAは公共機関ではないし、5000人以上の個人情報を保有する組織でもないのだから、個人情報保護条例の適用範囲にはない。

一部のフドキ者が、元は学校から提供された児童生徒、保護者の個人情報を名簿業者に売り渡しても個人情報保護条例違反で罰することはできない。

しかし、個人情報漏洩で被害を受けた方からプライバシー権の侵害による損害賠償請求訴訟を起こされる可能性はある。

学校側の責任とは別に、PTA会長や役員個人が訴訟の矢面に立たされる事例も実際に起っている（名簿問題ではなく、PTA雇用職員に関する件だが）。

学校からPTAへ慣例でなされてきた情報提供が、法令に沿って行なわれているのかを逐次学校側は、コンプライアンスの視点から確認する必要がある。



長年よやく家を出る
寄附があつた採入手続

次ぎに学校への寄附について。
そろそろ卒業シーズンだが、ある中学校では3年生保護者に対し「卒業記念品代金」として2000円を徴収しますと書かれた文書と納入袋を配布した。

2000円の内訳は、「学校はお金が足りなくて備品が満足に買えないので」（当該中学校教頭談）という理由で学校に寄附する備品購入資金と卒業生に配布する記念品の代金ということだ。

学校が備品購入のため、金額を指定して保護者に

寄附を募っていることになる。

これは、地方財政法第4条の5「地方公共団体は、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことをしてはならない。」に反する行為だ。

他にも、学校はPTAから消耗品や図書購入のために寄附金を受け取っている。

「PTA総会で学校への寄附を決議しているから良いのでは？」という反論もあるだろう。

でも入会意志を書面で確認しているPTAは県内にはほとんどない（多くの保護者はPTA加入を義務だと勘違いしているし、学校もPTAが入退会自由な組織だと説明しない）ので、毎年度行なわれているこの寄附行為をほとんどの保護者は、強制的に割り当てられた支出と捉えている

PTA会員になることを選択せずPTA会費の支払いを断ると、他の保護者から「給食費未納のモンスターペアレント」並に批判される実態があることから、PTA会費を納めることは親の義務という認識が広く一般的と言えるだろう。

親の義務として支払っているPTA会費から学校へ現金や物品の寄附を行なうことは、法律で禁じられている「割当ての寄附の強制」にあたる。

寄附を受け取るかどうかは首長が決めること

強制でない寄附を個人や団体が学校へ寄附（現金でも物品でも）をする際には、「寄附採納事務取扱規程」に基づいて手続きを行ない、寄附を受けるかどうかを自治体の首長が判断しなければならない。

「寄附申出書」を寄附したい者が自治体へ提出し、それをもとに「寄附調書」を担当部局が作成し、首長の判断を伺うことになる。

その際に、法令違反はないか、寄付された物件が将来多額の維持管理費を必要としないか、寄附を採納することで将来紛争が起ることが予想されないか、なんらかの苦情や要求が出るおそれはないか、寄附したことを条件に当該施設を関係者が自由に使用することはないか、悪例になる恐れはないか等について検討し寄附を受けるか受けないかを市町村長らが判断する（判断するのは校長ではない）。

PTAから学校への寄附で言えば、寄附の見返りにPTA室、卒業生期成会室の設置要求、PTA雇用職員の机の配置要求、マイクロバス等の車両の校内敷地内への駐車場の要求、卒業記念に植樹した樹木や記念碑等の廃棄や移動への苦情、寄附した物品や施設の利用をPTA会員の子供にのみに限定することを求めることなどが考えられる。

学校へ寄附がなされる時には、きちんと教委を通して文書で採納伺いがなされ首長の決裁を受けること、現金の寄附の場合、自治体の歳入に入れることが法令を守り住民への説明責任を果たすことになる。

PTA総会で決めたからOKでは無いぞ!

「PTAは児童生徒の教育環境整備のために貢献す

る組織で、学校が協力を求める組織なのだからPTAが学校へ寄附をしたり、円滑なPTA活動のために学校がPTAに児童生徒や保護者の名簿を提供してもいいじゃないか。PTA総会でそう決議すれば問題ないだろう」と言う人も多くいるだろう。

そう言う人は、ひとつの学校にPTAはひとつだけしか存在できないと思い込んでいる人だ。

しかしPTAは、幾つあっても構わない入退会自由な任意団体だ。

ひとつの学校に10のPTAがあっても、10人のPTA会長がいても良い。

既存のPTAが持つ既得権、学校側からPTAへの便宜供与を当然と考える人は、同時に新たなPTAへもその既得権や便宜を保障しなければならない立場にあることを自覚しなければならない。

保護者のPTA加入を義務だと言う人は、自身が10のPTAに加入し、10のPTAそれぞれで役員になり10のPTA全ての会費を納める覚悟のある人に違いない。

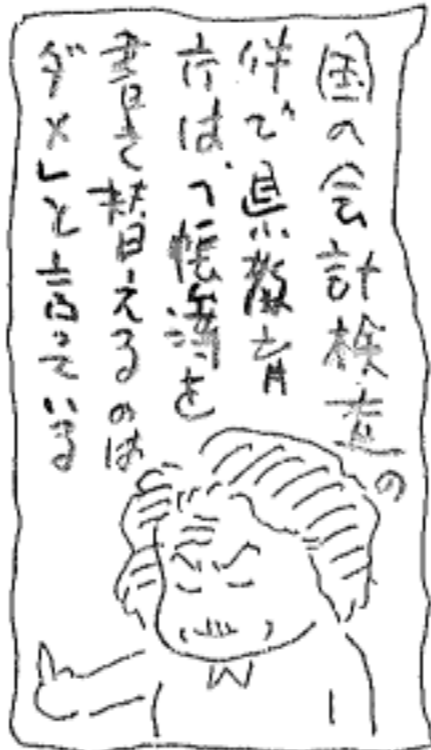
ともかくPTA総会の決議がどうであろうと、行政機関のひとつである学校が果たすべき法令に沿った手続きを行なわないで済ます理由にはならない。

PTAの会計や運営に疑問を感じる人が教委に相談すると決まって「PTAは学校とは別の任意団体です。教育委員会は、PTAを指導する立場にありません」という応えが返ってくる。

行政が、PTAと学校は全く別の組織だと断言しているのだ。

では、学校はどうすれば良いのか？

簡単だ。PTAを相手にするのではなく、全ての保護者に語りかければ済む。



学校は、PTAを保護者代表のように扱うことはやめ、全保護者を対象に協力を求めればよい。

現金や物品の寄附があれば、「特別会計」などと言いつつ闇会計の原資にするのではなく、きちんと正規の手続きを行えばいい。

モリもりは、全部アウトだ!

卒業記念品代を徴収してきた中学校は、当初3学年主任名で保護者に説明文書を配布している。

これもコンプライアンス

それからから10日以上後に、PTA役員名で「卒業記念品の贈呈にご協力できる保護者は」と寄附を強制するわけではないですよと誤魔化す文書を追加で配った（その寄付金は、教員が学校内で勤務時間中に受け取っているのだけれど）。

学校側はこれで「ギリギリセーフだ」と言い逃れるつもりなのだろうが、ギリギリな時点でコンプライアンス違反であることに気付かないのだろうか。

子どもを学校に人質に取られていると思いがちな保護者から搾取することを当然と考える関係者は、自らの過ちを認め大いに反省していただきたい。